

大和郡山市暴力団排除条例に関する誓約書

応募法人の役員(就任予定者含む)等が、大和郡山市暴力団排除条例(平成23年12月大和郡山市条例第21号)第2条に規定する暴力団、暴力団員等でないことを誓約します。

また、下記法人役員等について、大和郡山市長が下記の情報を奈良県警察に提供することに同意します。

なお、暴力団、暴力団員等であることが判明した場合は、応募抹消・選定取消しを受けることを承諾します。

年　月　日

(あて先) 大和郡山市長

(申請者)所在地

名称

代表者名

印

住所

役員等名簿(予定者)

役員	ふりがな 氏名	生年月日	住所	職歴 (公職を含む)	社会福関係歴	押印

※当該法人の役員(理事、監事)及び事業所のセンター長(管理者)予定者について記入してください。

※社会福祉関係歴は、民生委員・保護司・自治会役員等をご記入ください。

※必要な情報以外は記入しないでください。

【大和郡山市暴力団排除条例第2条】

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団の排除 暴力団員による不当な行為を防止し、当該行為が市民等の生活又は市内における事業活動に及ぼす不当な影響を排除することをいう。
- (4) 市民等 市民及び市民以外の者で市内に滞在するものをいう。
- (5) 関係団体 法第32条の3第1項の規定により奈良県公安委員会から奈良県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体をいう。